

Title	「辻が花」の描繪表現について
Author(s)	山門, 貴子
Citation	デザイン理論. 2003, 42, p. 100-101
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/53189">https://doi.org/10.18910/53189</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

## 「辻が花」の描繪表現について

山門貴子／関西学院大学大学院文学研究科博士前期課程1年

「辻が花」とは、室町期から桃山期の染織品における、一定の技法と様式を持つ文様染に対して用いられる呼称である。比較的多くの作品が伝世し、肖像画の像主の着衣等に同様の表現が見られるため、室町・桃山期を代表する染織技法、様式であることがわかる。その中でも徳川家康所用と伝わる水府明徳会蔵『檜葉草花文様胴服』は描繪を主体としたものであるが、モチーフの精緻な描写と身頃一杯に立木を配す意匠という点で、特徴的な様式を持つものである。本発表ではこの『檜葉胴服』を、現存する他の「辻が花」作品と比較して年代設定を行い、その下限を慶長期の初めとし、その意匠が「辻が花」の中でも新しい描繪表現であることを位置付けた。

はじめに「辻が花」に見る描繪表現について、天正15年(1587)賛の『細川蓮丸像』における像主の小袖は「辻が花」の肩裾小袖であるが、同様の表装裂が伝わっており、同時代の作品と推定される。この裂には装飾の技法として描繪が用いられている。その特徴は花卉や芯などの文様の細部を、墨や他の顔料によって「線描と暈し」を用いて表現することである。またそのモチーフは意匠化、定型化された四季の草花で、それが段などの区画の中に平明に表されている。同様の表現は桃山期の繡箔にも共通するが、加えて描繪によって葉上に虫食いや露などが表わされている。以上の表装裂に見られる描繪技法と、モチーフの選択、表現を「辻が花」における典型的な意匠とした。

この典型的な意匠と異なる意匠を持つのが『檜葉胴服』である。この胴服の意匠は、白

地を浅葱で雪形に絞り染めた裾の区画と、その雪の上から身一杯に茂る2本の立木の、2つの部分から構成されている。雪の区画内には草花が描繪のみで表わされ、立木は絞り染めされた上から、檜葉や幹の表面が線描されている。絞りの部分に風合いを強調する意図はないため、『檜葉胴服』の装飾は描繪主体であると言える。次にモチーフの表現については、身頃一杯に茂る立木が特徴的である。立木を含め、草花は全体像を捉え細部まで詳細に描かれており、これらは先の典型的な意匠とは異なる対象をより正確に捉えた描写で、個々が結びついて全体を成す有機的な絵文様であると言える。また文様の間には余白を取り、地と文様を明確に区別して、白地を活かす表現がなされている。以上から『檜葉胴服』の意匠の特色は、モチーフの精緻な描写と大文様の立木表現であるとし、「辻が花」の中でも、典型的な意匠に対してより新しい描繪表現であると考えた。

ではその『檜葉胴服』の制作期とはいつ頃であろうか。本作品は、天保5年(1834)の『讃岐国名勝図会』に「天正年間に豊臣秀吉から拝領した」と由来のある『若松文様胴服』と意匠、技法、形態の上で共通する点が多い。しかし同様の意匠を持つ「辻が花」の作品がこの2領のみである点と、上記が江戸後期の資料である点から、決定的な年代設定の証拠とするのは難しい。そこでまず両者に共通する、白地を大きく残し、その上に多彩な文様を染め出す表現に目を向ける。この技法は文様の色数分だけ地を防染する高度な技術であるため、「辻が花」の技術においても円熟し

た段階の表現であると思われる。この表現を他の「辻が花」の作品に求めると、秀吉が天正18年（1590）に下賜したと伝わる『桐矢襖文様胴服』と、同年に家康から拝領された『葵紋桐文様具足下』が見出せる。いずれも白地に桐が多色で染め出された意匠で、この2領が拝領された天正18年という年記から、白地を地として残し、そこに多色の文様を染め出す表現が天正期末頃に行われたことが分かる。よって『檜葉胴服』もこれに近い作期であることが予想される。しかし、先の2領と『檜葉胴服』ではかたや絞り染めのみの表現、かたや描絵主体と、両者の装飾技法と意匠に差があるため、意匠面からの更なる検証が必要であると思われる。

そこで雪の区画上の立木表現に目を向けると、この立木が『檜葉胴服』以外にも用いられた意匠であることが文献から見てとれる。慶長7年（1602）の『雁金屋染物台帳』は、呉服商雁金屋が制作した「辻が花」の意匠を注文主などと共に控えたものであるが、記載の意匠には「立木」と明記してあるものが147点中18点と一割強を占め、更にその中で描絵のことであろう「ひきへ」と「たち木」が合わせて記載されたものが5点ある。この染物台帳は図示されたものではないため意匠の詳細は分からないが、「たち木大からに」と強調してあることから、この時期「立木」の意匠が「辻が花」に用いられ、それは『檜葉胴服』に見られるような、モチーフの全体像を捉え、それを身頃一杯に配す大文様であったと考えられる。また「御地しろからなしのたち木、いろいろつまミ」という記載は、白地に立木を絞りあげる表現が同時代に行われたことを示し、『檜葉胴服』と近い表現が染物台帳中に見出されることが分かる。雁金屋は豊臣家、徳川家の注文を数多く請け負っており、染物台帳中にも家康の名前が見られる

ため、『檜葉胴服』が雁金屋の制作で、記載の立木意匠が『檜葉胴服』に近い可能性もある。

また現存する桃山期の繡箔にも立木表現が見られる。高台寺に伝わる『段に桜樹文様打敷』には「慶長七年四月八日／月峯清王」の墨書があり、慶長7年以前に制作されたものであることが分かる。その意匠は、段を地として裾から身頃一杯に桜の幹をしならせ、大柄に枝葉と花を配すものである。この小袖は刺繍で装飾されているために「辻が花」の描絵表現と比較することは難しいが、細い幹を身頃一杯に配す手法や、古木を思わせる表現などに共通点が見出せる。同様の立木表現は、秀吉所用と伝わる『雪持ち柳文様胴服』にも見られ、桃山期に流行したモチーフであると考えられる。

以上、『檜葉胴服』の、白地を活かした文様表現、立木意匠という2つの特徴を、現存の作品と『雁金屋染物台帳』記載の意匠を中心に比較し、共通の表現を求めた。ここでその作品と年代を上げると、白地を活かす表現は天正18年（1590）に拝領したと伝えられる『桐矢襖文様胴服』、『葵紋桐文様具足下』と共通するものであった。また立木意匠は慶長7年（1602）の『雁金屋染物台帳』の中に見られ、同じく慶長7年墨書の『段に桜樹文様打敷』にも求められた。いずれもその年代以前の現存の「辻が花」作品には、管見の限り見出せない特徴的な表現であり、この時期新たに用いられるようになった表現であると考えられる。よってこの『檜葉胴服』の制作期は天正期の終わりから、慶長期の始めの作品であると位置付け、「辻が花」の典型的な意匠に対してより新しい描絵表現であるとした。今後はなぜこのような表現が発生したか探ることを課題としたい。